

手配旅行条件書

☆お申込みの際は、必ずこの旅行条件書をお読みください。

☆この書面は、旅行業法第 12 条の 4 による取引条件説明書面および同法第 12 条の 5 による契約書面の一部となります。

千葉県知事登録旅行業第 2-885 号
一般社団法人 全国旅行業協会 正会員
株式会社 GREEN TOMATO

1. 手配旅行契約

- (1) 「手配旅行契約」とは、当社がおお客様の依頼により、お客様が運送・宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。
- (2) 「国内旅行」とは本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは国内旅行以外の旅行をいいます。
- (3) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、お客様が依頼された運送・宿泊機関が満員、満室等の理由で手配不能となった場合でも原則として、当社所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

2. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- (1) 当社はおお客様のご希望による航空券・宿泊券等の手配旅行契約の予約の申込みを所定の電話・郵送・電子メールその他の通信手段により受付いたします。
- (2) 旅行のお申込みは、当社所定の申込書又はメールにて必要事項をご記入のうえ、お申込みください。
- (3) お客様との旅行契約については、当社が契約の締結を承諾し、(2) の申込金を受領した時に成立します。
- (4) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については何ら責任を負うものではありません。また当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. 旅行業務取扱料金

当社は、お客様のご旅行に伴ってお引受けする日程表・見積書の作成や必要な予約の手配・変更・取消・クーポン券類の発券・確認発券（お客様ご自身によるご予約を当社の責任において確認し、クーポンを発券すること）などに対して、以下の旅行業務取扱料金を申し受けます。

お引受けする内容	旅行業務取扱料金
(1) 運送・宿泊機関等の複合手配	1 運送・宿泊機関等それぞれにつき 1,000 円
(2) 宿泊機関を単一手配する場合	1 手配につき 1,000 円
(3) 運送期間を単一手配する場合	1 手配につき 1,000 円
(4) 変更の手続	1 運送・宿泊機関等それぞれにつき 1,000 円
(5) 取消の手続	1 運送・宿泊機関等それぞれにつき 1,000 円

(注) :

- ①上記の旅行業務取扱料金は消費税が含まれております。
- ②お客様のご都合によってご旅行を中止される場合、クーポン券類をお引き渡しする前・後にかかわらず、当社が当該旅行の手配・相談の一部または全部を終了しているときには、これに係る(1)~(5)の旅行業務取扱料金を申し受けます。

4. 取消料金

- (1) 各宿泊施設の取消料は宿泊約款により異なります。
- (2) 各運送機関の取消料は約款・規定により異なります。

5. お申込み条件

- (1) お申込み時点で未成年の方は、親権者の同意が必要です。
- (2) 慢性疾患のある方、妊娠中の方、身体に障がいのある方その他特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (3) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (4) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

6. 契約書面の交付

- (1) 当社は、契約の成立後速やかに契約書面を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該約款書面を交付しないことがあります。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載するところによります。

7. 旅行代金

- (1) 当社は、旅行開始前において運送・宿泊機関の運賃、料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合、当該旅行代金を変更することがあります。
- (2) ご旅行代金は、ご旅行開始前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。

8. 旅行契約内容の変更

お客様から契約内容の変更があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。

- ①変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料（すでに航空券を発行している場合の払戻手数料を含みます。）
- ②当社所定の変更手続き料金

9. 旅行契約の解除

- (1) お客様は以下の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。
 - ①お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
 - ②未提供の旅行サービスに係る取消料その他サービス提供機関の未払い費用
 - ③当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続き料金
- (2) お客様が当社所定の期日までに旅行代金をお支払いいただけない場合は、当該期日の翌日にお客様が旅行契約を解除したものとみなします。

10. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によってお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限りです。
- (2) お客様が次に例示するような事例により損害を被られた場合は、原則として当社は責任を負いません。
 - ①天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止による損害
 - ②食中毒
 - ③盗難
 - ④お客様ご自身の故意または過失による損害
 - ⑤その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害

11. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。

12. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、旅行申込の際に提出された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、当社は、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社に対し、お客様の氏名、住所等の連絡先等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供について同意いただくものとします。
- (2) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社のホームページ（<https://www.greentomato-j.com/jpn/company/privacypolicy.php>）でご確認ください。

13. その他

本手配を通じて予約された客室を営利目的で利用又は転売することは固くお断りいたします。万が一、営利を目的とした行為、準備を目的とした行為と当社が判断した場合は、予告なく手配旅行契約を解除することがあります。

（更新日：2022年4月1日）